

磐田市地域包括支援センター
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の一部委託について

時期	事業所番号	事業所名	住 所	開設者名
令和4年6月	2277202970	ケアプランセンター芳川	浜松市南区嵐野町24番地	医療法人社団 山川会

事業所番号	2206900033
事業所名	磐田市竜洋地域包括支援センター

紙おむつ購入費助成事業の見直しについて

1. 背景・経緯

本市では、在宅介護の必要な高齢者等の健康衛生の保持と介護者の介護及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、紙おむつ購入費助成事業を実施しています。本事業は介護保険法における地域支援事業の「任意事業」に位置付けており、国・県・市・保険料を財源としていますが、国は既に事業の対象から外す方針を決定しており、「第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）」までの特例的な激変緩和措置として認められているところです。

したがって、令和6年度以降は「任意事業」による支給はできず、事業を実施するには、「65歳以上の保険料で賄う（市町村特別給付・保健福祉事業）」又は「市の一般財源」で措置しなければなりません。事業の必要性や実施する場合の対象者の範囲、財源などについて、第9期計画期間前の激変緩和措置期間中に見直しに着手する必要があります。

2. 令和4年度における見直し内容

(1) 支給対象者

令和3年度	市内在住かつ在宅で、本人の市民税が非課税の人で次の要件に該当する人。 ただし、令和2年度に紙おむつ購入費助成の決定を受けた人は、本人市民税が課税であっても、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は対象とする。 (1) 要介護4以上の人 (2) 要介護3以下の人（要支援・要介護と同程度の人）で紙おむつの必要性が認められる人。※同程度と認められるには訪問調査が必要となる。
令和4年度	市内在住かつ在宅で、本人及び世帯全員の市民税所得割額が9万円以下の人で次の要件に該当する人 (1) 要介護4以上の人 (2) 要介護3以下の人（要支援・要介護と同程度の人）で紙おむつの必要性が認められる人。※同程度と認められるには訪問調査が必要となる。

(2) 支給上限額

令和3年度	市民税非課税世帯 市民税本人課税又は世帯員課税	75,000 円/年 60,000 円/年
令和4年度	要介護4以上 要介護3以下	60,000 円/年 30,000 円/年

3. 今後の方向イメージ

今後の高齢者福祉サービスは、介護予防・重度化防止に重きを置き、予防につながる官民でのサービスの充実を図り、介護保険を利用しなくてもよい期間を延ばすこと、元気な高齢者の増加を目指すことだと考えています。

しかしながら、在宅生活を送る高齢者の中には、「常時紙おむつ」を必要とする方が一定数います。住み慣れた地域・自宅で安心して暮らし続けることができるよう、「家計的に厳しく、常時紙おむつが必要な方」のみを対象とし、「65歳以上の保険料で賄う（市町村特別給付・保健福祉事業）」又は「市の一般財源」のいずれかで、支援を行いたいと考えています。